

令和6年11月定例会 経済委員会（事前）

令和6年11月26日（火）

〔委員会の概要 観光スポーツ文化部関係〕

井村委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時33分）

これより観光スポーツ文化部関係の調査を行います。

この際、観光スポーツ文化部関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】

- 大阪・関西万博に向けた準備状況について（資料1）
- 藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備について（資料2-1、2-2、2-3）

佐藤観光スポーツ文化部長

それでは、今定例会に提出を予定しております案件につきまして、経済委員会説明資料により御説明申し上げます。

初めに、令和6年度一般会計補正予算案について御説明させていただきます。

3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり6,000万円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり79億8,202万6,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、課別主要事項につきまして御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。観光政策課でございます。

本県初の国際定期便就航となる香港定期便に加え、2路線目となる韓国定期便が就航予定という過去に例のない好機を逃さないため、計画調査費の戦略的海外プロモーション事業では、インフルエンサーによる情報発信や現地旅行会社を招いた新たな旅行商品造成の促進に加え、外国人目線での受入環境に関する調査を実施する経費として3,500万円を計上しております。

また、観光費の歓迎徳島！外国人誘客促進事業では、旅行会社に対し、旅行商品造成に係る経費を助成する経費として2,500万円を計上しております。

観光政策課の補正後の予算総額は12億6,886万6,000円となっております。

続きまして、この際、2点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。大阪・関西万博に向けた準備状況についてでございます。

まず、1の「大阪・関西万博」とくしま挙県一致協議会の開催でございますが、2025年大阪・関西万博に挙県一致で取り組むため、「大阪・関西万博」とくしま挙県一致協議会

を去る11月22日に開催し、議題として万博に向けた取組を取りまとめた徳島県実施計画案の内容を御説明いたしました。実施計画案は、全体計画、展示計画、催事計画、徳島まるごとパビリオン計画の全4章で構成しております。具体的内容については、2ページからの徳島県実施計画案により御説明いたします。

6ページをお願いします。第1章の全体計画として、大阪・関西万博の全体概要、7ページにつきましては、関西パビリオンの概要となっております。

8ページを御覧ください。万博のテーマの下に県計画のビジョンをお示ししております。徳島県実施計画のビジョンにつきまして、県の産業技術やSDGs活動、観光・食・文化を国内外へ発信し、本県への人の流れを創出するとともに、次代を担う子供たちが万博を通じ、未来社会への夢や希望を実感していただくことを目的とし、この度の万博を契機に、県民のいのち輝く徳島の未来社会をデザインし、あらゆるいのちが巡るサステナブルな徳島の実現を目指してまいります。

次に、第2章の展示計画の徳島県ブースについてでございます。

10ページをお願いします。

常設展示として、藍染めや阿波和紙、阿波指物の工芸品を使用し、バーチャル観光をはじめ県民参加型のパネル展示によりサステナブルな徳島を紹介してまいります。

12ページをお願いします。

徳島県ブース企画展として、6月から9月にかけて徳島の旬に合わせたテーマを設定し、徳島の食、藍、阿波おどりなどの企画展示を実施いたします。

次に、第3章の催事計画についてでございます。

14ページをお願いします。

まず、阿波の国とくしま つむぐCAFEをテーマに、4月30日から5月3日にかけて未来への文化共創ウィークの期間にイベントを実施します。

16ページをお願いします。

世界が踊る日、多様性が織りなす踊りの輪をテーマに、5月2日から3日にかけて、観客を巻き込む輪踊りなどを展開し、一体感のある阿波おどりを実施します。

17ページをお願いします。

関西パビリオン多目的エリアの7月催事において、徳島のなつやすみをテーマに、7月23日から28日にかけて、ウォーターアクティビティや飲食・物販ブースなどを展開いたします。

次に、第4章の徳島まるごとパビリオン計画についてでございます。

21ページをお願いします。

主な事業としましては、徳島県内の小学校、中学校、高等学校などを対象に、万博への教育旅行における入場チケットの支援を行います。

23ページをお願いします。誘客施策についてでございます。

徳島県ブースや県主催イベントでの魅力発信によって、徳島に興味・関心を持った来場者に対し、関西地域から徳島へアクセスするための交通料金割引を実施いたします。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。2の万博に向けた主なスケジュールについてでございます。

この度お示しした徳島県実施計画案につきましては、11月中に策定し、各計画内容を確

実に実行してまいります。

また、徳島県ブースにつきましては、先月10月に関西パビリオンが竣工したことから、県ブースの整備に着手したところであります。

また、現在、県ブースの案内・誘導などを行うアテンダントの募集・採用を行っているところであり、令和7年1月には内定者を決定したいと考えております。

3月には、県ブースの展示・内装工事が完了する予定であり、その際には徳島県ブース内覧会の開催も予定しております。

今後とも、来る4月13日から開幕する万博に向け、関係者の皆様と連携しながら積極的に情報発信し、万博の更なる機運醸成を図るとともに、県民のいのち輝く未来社会をデザインし、あらゆるいのちが巡るサステナブルな徳島の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

資料2-1を御覧ください。藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備についてでございます。

1の新ホール早期整備プラン意見交換会でございますが、新ホール整備の土台となる早期整備プランの策定に向け、有識者との意見交換を実施しております。

まず、（1）開催状況となりますが、11月19日、25日に2回開催しております。

（2）検討内容としましては、まだ検討は続いておりますが、第2回意見交換会時点の早期整備プラン骨子案は、資料2-2のとおりとなっております。

（3）主な意見でございますが、第1回の意見交換会では、施設機能関係の御意見として、リハーサル用途としてしっかり機能する部屋を備えておくべき、オンライン配信にも対応した機材や設備を設けたほうが良いといった御意見や、事業展開面からは、規模、機能だけでなく何をしていく施設なのかしっかり発信すべき、先行事例の研究だけでなく独創的なオリジナリティを出すべきといった御意見を頂きました。

また、その他の御意見としまして、あわぎんホールでも駐車場に困っているのによく考えてほしい、雨に濡れないなど徳島駅からのアクセスにも配慮をしたほうが良いといった御意見も頂いたところです。

次に、2の県内主要文化団体へのヒアリングでございます。

（1）実施時期、（2）ヒアリング先に記載のとおり、10月から11月にかけて、県内主要文化団体7団体から、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備に対する意見をお聞きしました。

（3）主な意見につきましては、資料2-3として取りまとめておりますが、引き続き、文化団体の皆様からの御意見を頂きながら早期整備プランに反映していきたいと考えております。

最後に3の今後の予定となりますが、12月8日に3回目の意見交換会を開催する予定でございます。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井村委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

ホールのことをお尋ねします。ここで議論できるのは今、報告のあった、どんなホールを造ろうかという話なんでしょうけど、振り返りますと、いろいろ議論してきたとおり、場所の問題では藍場浜の優位性というのは明らかだと私はよく言ってきました。

世論は割れているようですが、早くしてほしいということでは共通だと思っています。早々に進めるべきだということは知事も市長も考えておられる。

その際、問題になるのが協定ですが、その協定の中心というのは、私は市から県に設置者を変えたことだと思います。

それについても今、市議会で協定を白紙にしろみたいな話まで出て、あるいは条例を市として設けて、議会が了解しないと協定が改定できないみたいな決まりを作ろうとして、市長が再議にかけようとしている。

はっきりいえば、何をやっているのかなと思います。早く造ってほしいのではないですか。

その点は、市民、県民のためを考えるのであったら、市議会も県議会も、両方の理事者も同じはずなのに、わざわざ協定を白紙に戻して遅らせるということは、私は理解不能ですから、県が白紙に戻すのはまかりならんと、協定は改定でやらせていただかないと困ると訴えたことについては評価いたします。

そして、協定については早々に見直して、その際にはどういう補填をしなければ市としての損害を補填できないか議論しなければいけないので、当然、今回の議案で出る条例案のことも議論しなければいけない。

後で意見としては申し上げますけど、この協定に関する県の立場について、改めて正式にこの場で御説明いただきたい。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、新ホール整備に関する県市基本協定について御質問を頂いております。

新ホールに関する県市基本協定につきましては、県が新ホールを整備することとし、整備以降の管理運営も担う一方で、市におきましては市有地の譲渡や中央公民館等の建築物の撤去を行うなど、新ホール整備に向けたそれぞれの役割を定めたものとしております。

この協定が県として主体的にホール整備に取り組む根拠になると認識しておりまして、この考え方、理念等を引き継ぐためには、現在の県市協定の取扱いを整理した上で改定する必要があると考えております。

この方式で市と共に、丁寧な協議によって進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

まちづくりの話ですから、ここは所管ではないので意見だけ申し上げておきます。それについてはそちらで議論しているのだらうと思いますけど、まちづくりのための基金だとしても、これは誰が考えても15億円は、土地の提供とか経費の負担をしている市に対す

る補償ですよ。

補償なら現金でよこせみたいな話になりますから、土地を戻してくれたらそれでいいのではないかみたいな話になりますが、はっきり言ってこれは違いますよ。

まず、それをやると遅れてしまう。それ以外にも15億円ではなくて20億円を出しているでしょう。5億円をプラスすることについて過剰な補償になっちゃうじゃないですか。

20億円出せる大義名分があるとすれば、県都のまちづくりに一緒に取り組む財源として手当てするところにあるのです。そうでなかったら、徳島市以外の自治体から見たらおかしい話になる。そこはきっちり押さえて市との話合いに臨んでいただきたいと思います。

単なる補償金ではなく、全県に役立つものを造るから5億円をプラスできる。そういうことだと私は思います。

県としては、これは聞いてはいけないのですかね。今のことについて意見を聞いてもいいのですかね。解釈を。

（「補償と思っているか、補償でないか聞いたらいいい」と言う者あり）

そうですね。だから20億円について、文化ホールの担当課としてどう受け止めているか教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、まちづくりの基金に関する御質問を頂いております。

このまちづくりの基金につきましては、県と徳島市のまちづくりを推進するという意味合いで設置されているものと認識しております。

その規模につきましても、これまで市が担ってきた役割等を踏まえたものと伺っておりますので、これによりまして、新ホール整備は我々の部局であります。まちづくりについても関連部局、徳島市と共に進めていくものと考えております。

扶川委員

だから、今のは解釈が入っていませんよね。補償的な意味合いがあるかないかちゃんと欲しいんですよ。補償的な意味合いはあるでしょう。これは常識ですよ。ここはちゃんとした認識を持っていただかないと、20億円の経費の中からポンと出しますという話ではなくて、うち15億円については補償的な意味合いとして出しているんだと考えるのが常識になっているのではないですか。どうですか。

伊澤文化プロジェクト室長

この基金の考え方につきましては、9月定例会におけますまちづくり・魅力向上対策特別委員会の中でも補償ではないという認識が示されたと記憶しております。新ホール整備部局としましても、同様の認識でございます。

扶川委員

困ったことですね。補償でなかったら、20億円はまちづくりに出すのだから、別に補償しろと、土地を返せということをお認めることになりますよ。それでいいのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

縣市協定の取扱い、また藍場浜におけます新ホール整備につきましては、去る9月、知事と市長との間で大きな取組方針に関して合意したものと認識しております。

この取組方針により、我々としては今後、決めていきたいと考えております。

扶川委員

みんなが補償だと思っているのに、建前だけ言うのはどうもね。

本当にはっきり補償でないという理屈で通すのであれば、別に補償しないといけませんよ。15億円、5億円の土地を提供したり、壊すのに10億円掛けているのでしょうか。それとまた別にやるのですか。それは補償でないから、別にそれをかなり上乘せするのですか。ほかのそういった事に対しておかしいことになるけど、別に県として手当をするつもりはあるのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

この度の20億円の基金につきましては、飽くまでまちづくりの目的で設置されたもので、20億円の規模につきましても、これまで市が担ってきた役割等を踏まえたものと伺っております。

新ホール整備担当部局としてお示しできるこちらの考えは、以上ようになります。

扶川委員

市が担ってきた役割を踏まえたものという言葉以外には言えないということですね。なるほどね。

これは補償ってことですよ。私はそう解釈します。それ以外に市が担ってきた役割を踏まえて15億円、20億円を決めたというのは、どういう根拠ですか。

ではこの後、もっと食い下がりますか。時間がある限り嫌らしく。

どう踏まえたのですか。20億円というのは、算出根拠はなんですか。

伊澤文化プロジェクト室長

この度の20億円の規模の予算計上等につきましては、直接の担当部局ではございませんので、これ以上のお答えは控えさせていただきます。

扶川委員

なぜ向こうの部局に行ったのかよく分からないけど、建前でホールの補償でないと言うことに、ただ単に怒ってみたりしたのですが、まあいいでしょう。これ以上言っても仕方がない。

それにしても私は違和感があるのですけどね。遡りますけど、元々市から県に建設者を変えた時点で、私はどうしてこんなことが起こるのかと思ったんです。これは地元の市町村からも意見が出ました。

なぜ徳島市だけ優遇されて、自分が建てると言っているのに県が建ててくれるのか。自分たちは自前で何十億円も掛けて造っているのに、なぜなんだ。

ただ、もう一つは、自治体というのは文化政策をやっているでしょう。自治体の文化行政は、図書館、美術館、博物館、文化ホールみたいな文化施設を運営して、文化的なサービスの提供を住民に対して行う。そのためにはイベントをやらなければいけない。それをする場所が要る。

文化財を保護したり文化教育を促進するというのは、ホールと直接関係ないような文化行政もありますけど、教育にしたって地域の文化の振興にしたって、ホールという場所がなければ非常にやりにくいです。

それを元々持っていた徳島市が文化ホールをやめてしまって、県に丸投げすることについては、これでいいのかと、私はそれが出たときに既に批判しています。

でも市にとったら、それでも県にやっていただいて有り難いというのは当たり前です。93億円掛けてやろうとしていたホールを県が造ってくれるのですから、こんなうれしい話はない。その事情は今、何も変わっていないですよ。これは、確か市もおっしゃっていたと思うけど。大きなメリットを既に市にお渡ししていますよ。

あのとき、私は三好市でもホールを造る計画があるけど、手を挙げたらそちらも建てるのですかと聞いたら、声が上がったら相談しますと言っていました。本当かと思いますが、それは絶対にやめてほしいです。そんなことをやったら、どこもかしこも全部、県立で建てなければいけない。

そうではなくて、県都だから、ある程度大きな規模が要るから、財政負担も大変だから多少は県が建てる意味合いもあるし、何とんでもあわぎんホールも老朽化している話もあるから、それもありがと思います。でもそこを忘れてはいけない。市には大きなメリットが既にあるわけです。

そこへ持ってきて、補償ではないというけども、20億円を基金として、どうぞまちづくりに使ってください、ほかに色は付いていませんからね。まちづくり全般に使えるから、文化行政、例えば小ホールを造りたいと言ったら造れます。基金はそういうお金として使えるではないですか。

そういうことからすると今、市議会で議論していることについては、全く納得がいかない。県として早く協定を改定して、早く前に動き出すようにしてほしい。早くするという点に関しては、明確に御答弁いただきたい。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、協定の改定を急ぐようにとの御指摘がございました。

県市の基本協定につきましては、従来の協定につきましても新ホール整備基本計画に基づいて、その計画の中にある施設の実現に向けて締結したものとなっております。

また、藍場浜での新ホール整備につきましても、正に今日御報告しましたが、新ホールの早期整備プランの策定に向けて作業を進めております。

これが従来の整備基本計画を引き継ぐものと考えておりますので、このプランの具体化とともに、県市協定の改定を市と共に進めていきたいと考えております。

扶川委員

そうしたら、詳細は具体的には言いにくいでしょうけど、協定のどういう部分は引き継

いで、どういう部分は見直していくとお考えですか。

伊澤文化プロジェクト室長

縣市協定の改定に関する御質問でございますが、具体的にどの項目をどう扱っていくかという点につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、今後、市と共に協議しながら具体化していきたいと考えております。

現時点でゴールの形を持って、そこに向けた調整というのではなく、これまでの新ホール整備、また今後の藍場浜での整備を見据えながら、見分けながら進めていくと考えております。

扶川委員

余りに抽象的でよく分からないのですが、前の協定だと、ここの建物を撤去するのは市の仕事、ここの建物をのけるのは県の仕事、それからホールを設計して造っていくのは県の仕事。そういうふうに分けていたでしょう。土地についてもそう、出し合うと。

藍場浜は県有地に県が造るわけでしょう。市に相談しなければいけないとか、市と協定を結んで進めなければいけないことは何なのですか。もう少し具体的にしてほしいです。

伊澤文化プロジェクト室長

前協定につきましても、従来の新ホール整備基本計画の中身の実現に向けて、県と市で締結したものであります。

藍場浜公園での新ホール整備につきましては今、早期整備プランの策定作業を進めております。これの具体化に併せて、今後の縣市協定の改定の在り方も具体的に進むものと認識しております。

早期整備プランの中身の作業につきましては、意見交換会に市の担当者も同席していただいております。このプランの中でどういう形でまとまっていくのか、それによっても改定の在り方は変わるものと考えております。

扶川委員

そうなんだろうけど、そこもまた抽象的ですね。市がなぜ乗っかるのかというイメージがよく分からないのです。

県有地に県が設計して建てる。その後、市とどういう協定を結んでいくのか、市に何の協力を求めるのか。先ほどの補償の話ですけど、協定の中で約束した5億円の土地の提供や掛かった費用は、それを踏まえてこの度作った基金によって補填されるので、今後、土地の返還や損害の賠償は求めないということは入るのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、縣市協定の改定の中身に関する御質問です。

先ほどからの繰り返しになりますが、縣市協定の改定の中身につきましては今後、市と共に整理し、協議を進めていきたいと考えております。

改定といいましても、関わる部分、規模の大小、またそのさわる箇所等、様々な方法が

あると思います。これまでの協定の中で整理すべき項目、課題等もしっかり認識して進めていくべきだと考えております。

扶川委員

だからその課題です。賠償でないとおっしゃったから、市の負担を踏まえて15億円、20億円を考えたということですが、協定の中に入っているものを見直した結果、市が損害を被る、市の土地を県に渡しているということだから、常識的に考えてその処理についてきちんと協定の中に書き込まないと決着しないのではないですか。だから私がお尋ねしたように、当然これを入れるべきですよ。

入れてきちんと決着をつけて、あのときも損害が出たけど、それはどうも言わなかった、黙っていたではなくて、損害については、きちんとまちづくりの条例の基金を積んで、それによって補填されたと見なして、それについては問題にしないと、約束事をきちんとしておかないと、後から幾らでも議論できるのではないですか。まだ約束を守っていないからお金を出してくれ、土地を返してくれということになるでしょう。

それをきちんとしておかないと、これもまたこの所管ではないけど、車両基地の移転だって進まないですよ。車両基地の移転が進まないということは、知事が考えているまちづくりが進まないということです。大変なことですよ。

だからここが大きなネックになっているのだから、それははっきり協定の中に、賠償するしないの問題も、過去に入っていた項目を削る場合は、新しい協定でこういうものを全部明記しないと決着しないと私は思います。そうであってこそ初めて協定が生きてくる。

その上で協定の改定が済んだら、それについて市からけしからんとかいう話があっても、条例が成立していない以上、協定どおりやっていく。徳島市議会で成立するかどうかはまだ予断を許しませんけど。成立しなければやめさせても仕方がないと思います。そうでなくては遅れてしまいますから。

協定に対する市議会の条例についても少しコメントしておきますが、なぜ県の用地に県のお金で造る施設についての新しい協定に、徳島市議会だけもめているのですか。おかしいです。

地元で徳島市民が迷惑を被るからとか、市の土地を提供しているからとか、市がお金を出して建物を壊したからとか、それはその範囲内で文句を言えると思います。県有地に県が建てるのでしょ。それについていろいろ注文を付けたい人は、ほかの23市町村、みんなありますよ。県民が使うのですから。

市とどういう協定を結ぶかということについても、うちもやらせてくれと、理論的にはどこの議会だって言ってもいい話です。そうでしょう。

なぜ徳島市だけ拘束することができるのか。これも知事が言うとおりに、県政に対する干渉だという立場を申し上げておきます。

それについては何か御意見はありますか。知事はそのように言っているのです。同じ認識ですか。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員から御質問を頂いた件につきまして、市議会の状況ですとか、知事の認識とい

えば、現在締結しております基本協定の扱いは丁寧に進めるべきだと考えております。

繰り返しになりますが、9月14日の縣市基本協定の改定につきましても、知事と市長で取組方針の合意ができております。

先日のワーキングでも、早期整備プランの策定と縣市協定の改定などを一体的に決着していくことを目指すという形で、縣市で確認もできております。

我々としましては、この点を丁寧に具体化しつつ進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

一体的に解決してください。私もそういう意見を申し上げましたから、県議会でもそういう意見があるのだということ踏まえて、話し合いに臨んでいただきたいと思います。

駐車場の問題も出ているようですが、先ほどの報告を見ると、私も前から申し上げているのですが、徳島駅から新ホールに向けて雨に濡れずに移動できるようなものもあつたらいいという話も出ています。

こういうところこそ、市に新しくお願いすることがあるのではないかと思います。県だけでやる構想でなくて。

それは正に、県と市が一体になって新ホールに対するアクセスを考えて整備していただきたいと思います。

その上でこれも申し上げておきますけど、これからのまちづくりというのは、どこもそうですが人間が歩いて楽しめる場所がにぎわうんですよ。

ハロウィンのときに歩き過ぎて、やまってしまう都市があるぐらいですが、徳島駅前には車中心になっています。そうではなくて、人中心に、駅の北の城山から眉山について広々とゆったりと快適に歩ける中で、先ほど岡田委員からもありましたが、いろんな施設、観光施設、文化施設、商業施設にあちこち寄っていけるような、私は文化部では映画文化振興、紹介のためのスポットを作りたいと言っているのですが、そういうものを設けてほしい。

ですから、何でもかんでもがががん駐車場を建てて、市街地の中心に車を寄せてくるのはトレンドではありません。少なくとも、中心市街地、特ににぎわいを創出しようとするスペースに関しては、きちんと歩行者中心にして車を可能な限り排除するようにして、その上で周辺に駐車場を整備していく考え方が望ましいと思います。

今度、あわぎんホールの隣の藍場町地下駐車場では100台ほど駐車場が減りますが、その分の手当ては当然要ると思います。それについては、どのような手当てを考えておられるのか教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、藍場浜での新ホール整備に関して、駐車場に関する御質問を頂きました。

駐車場につきましては、先ほど御紹介しました意見交換会でも、あわぎんホールでも駐車場に困っていますという御意見や、これは車ではありませんが、雨に濡れずに駅からアクセスできるよう配慮してほしいという御意見を頂いております。

新ホールへのアクセスは、自家用車以外にも徒歩、自転車、公共交通機関等、様々なものが考えられます。

それぞれ御利用になられる方にとって利便性が高いホールにすることはもちろんですが、特に御意見が多い駐車場につきまして、先日の意見交換会でも一つの例示として、1か所に大きな駐車場を整備するという形よりは、駐車場の事前予約ですとか情報提供を含めたシステムの構築も非常に役立つのではないかと、意見交換会の委員の方からも御意見がありました。

我々としましても駐車場につきましては、周辺の渋滞対策とともに、ホール自体の利用促進の両面にしっかり配慮しまして、自家用車による多くの来館人数にも応えていけるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

駐車場に関してはもう一つ。これは要望ですが、今も駐車場にとめておくとイベントに参加するのと同程度ぐらいの駐車料金が掛かってしまいます。非常に負担が大きい。

ホールや施設を使ったときに、スタンプなど施設側が何か関与したら、駐車料金が安くなる割引制度はあったほうがいいと思いますので、是非検討いただきたい。

そのことを申し上げて終わります。

岡田（理）委員

12月1日に阿波おどりとパレードがあって、今週末になったから今日は説明でもあるのかなと思ったら一切ないし、県が鳴り物入りで開催しようとしているのだけど、新しい秋の阿波おどりの形になったというのは、私たちが知らないというか経験がない話なのです。

いろいろ新聞広告は載せてくれてあったので、新聞広告とかチラシとかを拾ったら分かるけど、私は実はディズニーが大好きで、自分も好きだけどディズニーが大好きな方たちから問合せがあって、親子連れでベビーカーを押して行きたいとか、最短コースで行くにはどうしたらいいのかとか。あわぎんホールから田宮のヤマダデンキの手前までというパレードのエリアは分かるけど、どこら辺でするのかという詳細は議会でも説明がないし、私らが説明しようとしても一切話ができないし、それってどうなっているのですか。

喜羽観光政策課長

徳島おどりフェスタに関して、本日、連絡会議を行い、そこで発表することになっております。

詳細につきましては、先週の記者レクにおいて御説明させていただきました。出発場所は、先ほど委員が言われたとおり……

（「それは分かっているから。なぜ私らに説明がないのか聞いているのです。」という者あり）

プレスのほうで説明させていただいたという認識でございます。

岡田（理）委員

逆だ。その答えを待っていたのではなくて、先に説明してプレスでしょう。反対でしょう。それをまた私に議会軽視って言わせたいのですか。

今回、なぜそんな話をするかということ、例えば今までアスティとくしまでしている阿波

おどりとか、箱の中でするといったら皆さん想定できるし、箱に行くまでのアクセスをどうするかというのはそれぞれが考えてもらったらいけど、昨日、一昨日ぐらいから県庁来よったら城東の隣とかにも、9時から14時まで通行止めになりますという道路案内という看板が立ち出したのです。

阿波おどりのときのように交通規制が入るのだなとみんな分かるけど、どこに何があるか分からないところが先にあって、プレスしているから分かっているでしょうという考え方が間違いであって、私たちも聞かれるけど、県がしているからみんな知っているでしょうと言われるけど、説明もないし、私たちの委員会ですらないというのはどういうことなんでしょうか。

喜羽観光政策課長

議会に対しての説明がおろそかでないかという御質問でございます。

事業の内容に関しては、我々としてはプレスなど、そういったところで十分させていただいたという認識と……

（「部長答弁でいいよ。課長はその認識なんですよ。」という者あり）

佐藤観光スポーツ文化部長

委員の皆様への説明がなかったのではないかという御指摘でございます。

今回、徳島おどりフェスタは初めての取組ということで、警察協議等も含めまして事業の概要を詰める段階で、非常に時間が掛かったという状況もございます。

そうした中でも、県を挙げてこれから取り組んでいく大きなイベントでございますので、概要についてその都度、委員の皆様にもしっかりと説明をさせていただくような必要があったかと考えております。

少し事業を詰めるために時間が掛かったという状況がございますけれども、今後そうしたことがないように、こうしたイベントをやる際にはしっかりと委員の皆様へ情報提供をしてまいりたいと考えております。この度のイベントに関しましては、先ほど担当課長も申しあげましたように、本日の会をもって大きな形が決まるという状況でございますので、その状況につきましても、委員の皆様にもしっかりと御説明させていただけたらと考えております。

岡田（理）委員

今日に決まるという話だけど、今ホームページを見ていたら、どんどん出ていますよね。

どこから阿波おどり広場があって、どこが阿波おどりの1番、2番とか、踊る連も出ていますよね。それなのに説明できない理由はどこにあるのですか。何が今日、決まるのですか。

それと言ったように、車椅子の方に配慮したりとか、合同庁舎の駐車場を使えるとかというのも、本当に知りたい情報はホームページやネットを見たら分かるけど、QRコードを載せているのは新聞広告だったので、そこに行き着いていなかったりしているし。県のInstagramとかXとかSNSの媒体もあるけど、それも全部、あとLINEに入っていたら分かりますよねという話なのか、出している側は、自分らでアクセスしてくださいという立

ち位置なのか、少しでも皆さんに知らせたいという気持ちが読み取れないのです。

だけど、みんなディズニーが来るというので、特に小さい子供を連れてお母さんたちは東京に行けないからベビーカーを押してお兄ちゃん、お姉ちゃんたちと一緒に見に行きたいという、ものすごくお母さんたちの情熱を感じるし、バスはイオンとマリンピアで乗ってくださいというけど、そのバスはベビーカーは乗れるのですかというところがあるのと、オムツを替える場所とかちゃんとあるのですかという、子供が対象のイベントというのを県が忘れていませんかと思います。

それと、阿波おどりは入替えがないという話なので、10時から12時と、12時からのパレードを通して見てくださいという、それは皆さんあれなんだけど、そうしたら救護室とか体調が悪くなった方とかの控室って何箇所あるのですかというところも含めて、そういう細かいことはこれから考えてやりますというところは今日決めてくれたらいいと思うけど、これを見ていたら、パレードは全部でしますけど踊りの場所は決まっていますというように話になっているので、巨細^{こさい}を何も言ってくれないから予算執行を止めますという話です。

議会で予算の承認は当然してくれると思っての話ですけど、でも私たちから言わせてもらったら、当然知っていると思って聞いてくれるけど、全然情報提供はないし、自分たちで調べたら細かいことはあるし、9時からだから早い、並べませんよとかいうのも注意書きで書かれているけど。関心があるイベントをしてくれるから、県民の皆さんが喜んでくれるからこそ、皆さん問合せをしてくれるのであって、行きたいと思ってくれるのであって、小さい子供を持っているお母さんやお父さんたちが対象になっているからこそ、もっと大事に情報提供してもらって、お母さんやお父さんたちが安心して子供を連れて来られるイベントにしてくれなかったら、今週の日曜日の話だから、お天気が分かるぐらいまできていますよね。お天気が良さそうというところまで週間予報が出てきている段階になるまで何も情報がないし、特に今日の委員会で報告してくれると思っていただけ一言もないし、そこを指摘させてもらっています。

今後、こうなるのだったら絶対に認められないという話になるし、私たちだってみんな期待している話であるし、県民の皆さんが喜んでくれるのだったら、是非、来年も再来年もずっとしてくださいという思いがあるからこそ、ここで要望させてもらっています。逆にいうと、本当に怒っているからというところで、今日は報告があると思っていただけ一言もないし、課長も何もないし、本来ならここで言ったように、先ほどの話を報告してくれたら良かった。今日決まるから、詳細は今日の夕方から更新しますので見てくださいということが、なぜ言えなかったのですか。本当に怒っていますから。

喜羽観光政策課長

委員に御指摘いただくまで失念しておりました。大変申し訳ございませんでした。速やかに説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

井村委員長

よろしいですか。

岡田（理）委員

はい。機嫌は直らないけど。よろしいです。

仁木委員

大御所お二人の質問で、私が質問したいことはほぼ質問していただいたのですが、追加で聞かせていただきます。

今、岡田委員からありましたことは私も思っています、せっかく良いことをしようとしているのに。後藤田知事がやられることの中で、僕はこれが一番良いのではないかなど。なぜかという、先ほど岡田委員が言っていたように、ディズニーランドまで行ける人と行けない人っていると思うのです。いろんな家庭の環境も含めて。それに夢を見させてくれるこういう事業って非常に良いと思うのです。池田高校みたいに、この山の子らに大海を見せたかったということと同じだと思うのですよ。

なおかつ、最小の投資で最大の効果をもたらすという行政の役割が果たされていないのではないかと思うのです。

先週、妻に言われたのです。地元の人みんなが言っていると。情報が分からない、どこで何時から何時までディズニーのパレードなんだろうか、ディズニーから1週間前まで言うと言われていたのであったら仕方ないとは思いますが、そうではないと思うのです。

そこら辺はちゃんと情報提供してほしいんですけど、今後そういった形で、1週間ありますから、少しでも多くのお子さんを抱えられている方とか、ディズニーに行きたいのに行けないような方にも声と情報が届くように努めていただきたいと思います。

SNSの広告はそんなに高くないから、流用してでもしていただいたほうがいいと思いますから、そういった点も踏まえてやっていただければと思います。

これは質問ではないので、質問は、今から新ホールで申し上げたいと思います。

今やっている新ホールの報告でもありますが、新ホールの早期整備プランを策定するために意見交換をされていると認識しております。

先ほどの答弁では、縣市協調新ホール整備基本計画を継承するものであると御説明があったと思います。

これというのは、まずなぜ題が縣市協調新ホール整備基本計画という中で、協調というのを抜いているのか、そこに多分意味があるのではないかと私は思うのです。

先ほど扶川委員が言っていた、県のホールを建てるのになぜ市があれするんだみたいな、そういった形で、基本となる計画を変えていくためにそうやってしているのではないかと予測するのですが、そこら辺はどうか教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、新ホールの早期整備プランに関して御質問を頂きました。

委員のお話にありましたとおり、早期整備プランは従来の整備基本計画を継承するものでございます。

まずプランの名前でございますが、縣市協調に関する特別の意図というよりは、従来、整備基本計画という名称でしたので、はっきりと別の新たなプランが出来たという分かり

やすさで、一旦この形にしております。

委員のお話にありました県市協調の部分につきまして、例えばこの骨子案の14ページにも、県市協調・役割分担ということで、今後も迅速かつ確実に新ホール整備を進めていくには、県市協調体制の堅持が必要不可欠であるということ、従来の整備基本計画の中にも記載していた文言でございますが、ここをしっかりと引き継いだ形とさせていただいております。

このあたりの記載に関しても、県が一方的に載せたというよりは、市側の担当者とも話しながらやっております。

現在の新ホール早期整備プランの在り方に関しては、以上のような形でございます。

仁木委員

そうしたら、具体的にポイントとしては案が出てきていますけど、変わった点というのは結局、市や県がどう負担していくかを抜いたところが大まかなポイントになるのかどうか、教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、前計画からの変更点に関する御質問でございます。

従来の計画ですと、ここに少し具体的な役割等が書かれておりました。これに関してはプランの中で、全体が具体化していく中で、県市のそれぞれの役割がどうなるか、正に今、意見交換会を含めてもまれているところですので、具体の記載はしてございません。

今後、入ってくるか入ってこないのかも含めて、プラン全体のブラッシュアップに掛かるところです。

このほかの変更点につきまして、継承していく形にしておりますが、県立ホールとして整備するに当たって、公共施設としての在り方や役割で動かぬ部分というのはございます。

ただし、それを達成するための事業展開ですとか、あるいは前の計画が令和2年に策定を始めて、令和3年3月に策定を終えております。それから約4年たちまして、この間、コロナウイルスのまん延などもございました。それら社会情勢の変化も踏まえて、改めて変えるべき部分というのは、意見交換会、また我々が文化芸術団体にも足を運んでお話を聞いておりますが、そこで現在の感触みたいなものもしっかり反映させていきながらさわっていきたいと考えております。

仁木委員

後段のところは施設の関係、個別の関係になってくるわけですが、前段の部分が気になるところなのです。

というのは、現計画の県市協調新ホール基本整備計画の16ページで、それぞれの県市協調の役割は、県と市の新ホールに関する協定を別途締結して定めているとなっております。

だから基本計画の中で個別、具体的な部分がある中の部分を、もっとより具体化した上で、協定としてそれぞれの部分を落とし込んでいく。この協定があるからこそ、その部分について履行しているのか、していないのかという部分が議論になってきているわけです。

市議会においてはこの協定書を議決事項に定めたということで、先ほど扶川委員からあ

りましたけど、地方自治法96条2項には、追加で議決できる事項が定められていて、その部分において何ら足すものがないのです。

ただし、扶川委員がおっしゃっていたように、協定書は県全体のもので、県と徳島市で作るものであるから、それぞれの市町村においても、そういう意見を反映すべきだということによく分かるのです。

だから、それをするのであれば、僕は県もこれを議決事項に定めたらいいと思うのです。そうしたら全部の意見を聞けるわけで、法的には可能なので、これは独り言ですが、そういったことも一つの手なのではないのかと思います。

その中で、この協定書に基づく財産贈与の契約書があるのです。これが県と市とで作られた分なんです。

これに基づいて登記の移転をして、契約を巻いた上で登記をしたと思うのですが、登記上の負担付贈与はどういう状況になっているのか教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、市より譲渡を受けました土地の登記に関する御質問でございます。

旧文化センター跡地の一部の土地について、令和4年7月に負担付贈与として県議会にもお認めいただいて、この手続を済ませております。

私の手元に今、登記そのものはないのですが、負担付贈与という過程を経ても、登記の中身自体は変わらず、県有地として今、権利が変わっているところでございます。

ただ、市とは無償譲渡の契約の中で、この土地の新ホールに供することであるとか、それは県の義務であって、義務が履行できなければ市側は対処できることもございます。

このあたりにつきましても、先ほどから県市協定の改定というお話がございますが、一体的に考えて対応していくものと考えております。

仁木委員

今のところが私はポイントになってくると思っています。

先ほどおっしゃったように、登記の部分において用途が明確に登記の中にもうたわれているという状況ですよね。新ホールに関するものという部分が入っているのではないですか。全く入っていない。では契約に基づいた中ですか。

でも、先ほど説明いただいたように、その前提で契約書が出来上がっていると思うのです。契約書の中には、履行されない場合においては土地を返すことであるとか、その部分に対する損害についての部分も明記されているわけですよ。

それを、協定書を改定しなければその部分についても改定できないけども、基本計画を改定しなかったら協定書を改定できないという流れで今、この基本計画をやられているという認識で、我々はいるわけなんです。

だからこそお聞きしたいのは、基本計画が早期整備プランに変わるわけですよ。早期整備プランに変わったとしても、変わったとするならば、別に現基本協定がなかったとしても、もし白紙に戻っていたとしても、藍場浜に建てられないことはないのではないかと私は思うのですが、そこら辺はどうなのか教えてください。

例えば、今生きている基本協定を改定又は白紙に戻した場合に、今、計画を改めている

部分は抜きにして、それとは別にこの協定を今すぐに廃止したり白紙に戻したりした段階で、藍場浜に県が建てますと言っていることが、それも白紙になりますかということなんです。何か影響を及ぼしますか。協定がなかったら藍場浜に造れないのかという話。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、藍場浜の新ホール整備に関する御質問でございます。

協定がなかった場合に建てられるかどうかということで、数字的な御判断は別にあるかと思いますが、我々がお答えできる範囲としましては、9月14日の知事・市長会談では県市協調の県立ホールを整備する、そして、県市基本協定を改定するという形で取組方針の合意がなされておりますので、我々としてはそれをやっていくというお答えになると考えます。

仁木委員

多分、扶川委員が言っていたように普通はなくても建てられますよね。県の土地に県のホールを建てるのだから、協定書がなくてもできるのです。

別の所で建てるわけなのだから、協定なんか関係ない話であって、これは別にまちづくり協定ではないよね。ホール整備の協定だから建てられますよね。

でもそれを、協定があったらなかったらということを明確におっしゃらないのはなぜなのかポイントになってくると思うのです。

それはこの計画、ホールを別の所に建てることを決めた時点、予算が通った時点から、この協定が履行されていない、不履行になった状況が生じていると私は思うわけなのです。ということは、ここの契約に関する損害が生じるわけです。

損害が生じるということは補償していかなければいけない。そして土地を戻さなければいけないとなってくるわけです。

だからこそ、そういった部分について認める前に基本計画を改めていくと。基本計画を改めれば、この協定も改めることになるというロジックになっていると私は思うのです。

でもそれが真実、実態として正しいのかどうかということですね。一旦契約を結んで協定を結んだやつに今、債権債務が発生しているわけであって、それが不履行の状態になっていることについてどう思っているのかという話なんですよね。現状で。

別の所で基本計画を改めて協定を見直していくことをしているから、それは不履行ではないという話なのか、いや現時点では、その協定に違う土地でやり始めたということになった場合、違う土地での設計の予算が9月議会で通った、執行していく、その状況において債務が不履行になっていると私は思うのですが、その点、県の認識はどうですか。

伊澤文化プロジェクト室長

特に土地の無償譲渡の契約に関する義務の履行に関する話だったかと思います。

市は、県が義務を履行しない場合は解除権を行使できるということが、この契約書の中にも明記されていると思います。

その解除権の行使は市の権利でございます。これに関して県側から具体的にコメントをすることはできませんが、県の考え方としまして、これはさきの第3回ワーキンググルー

プでも県市で確認した部分でございますが、委員のお話にもありましたが、基本計画を継承する早期整備プランの策定と、それをにらんだ県市協定の改定、そして土地の扱い、一体的な決着に向けて進めていきたいと考えております。

市側の解除権の行使、義務の履行をどう見るかという部分につきましての県側の受け止めというのは、差し控えさせていただきます。

仁木委員

県が今、正しいと思ってやっていることについて、御自分で、我々もそうではないかと詰め寄ったとしても、不履行ですとは言えないと。分かっていますけども、ただ一つちゃんと言っておいてほしいのは、知事と市長との合意によってやっているからおっしゃいましたが、別に基本協定がなくても藍場浜に建てられますよね。これだけ答えてもらえますか。なくてもできますよね。これがなかったらできないという話ではないですよね。それだけ答えてください。そこは分かるでしょう。

伊澤文化プロジェクト室長

県市協定がなくてもというお話でございました。

公共施設、ホールに限らず建てる方法というのは、いろいろあると思います。そこが県有地であって、そこに県が施設を建てるということであれば、実現させる方法はあると認識しております。

ただ、県の整備方針、取組方針としましては、県市協定の改定によって藍場浜で県市協調で整備するということでございます。

仁木委員

方針ではない。できるのかということ。方針ではなくて、それはルールの中で、できるのかできないのかということをお聞きしていますので、そのことについてお答えください。方針ではなくて。

伊澤文化プロジェクト室長

建てようと思ったら建つかというところでありましたら、その質、規模、また市との関係性、それらを全て思考から外した上で、建てるという物理的なことであれば可能であろうと考えております。

仁木委員

今の伊澤室長の答弁で、我々にとってはすごい高尚な御答弁をしていただくので、物理的にということをつけ加えていただいたのがみそなんだろうと思いますけど、物理的というよりも、県が県有地にホールを建てるのに、協定書は要るのか要らないのかと端的に聞いたら、要らないでしょうという話ですね。これ以上、言いませんけど。

そこが多分、今、僕が質問の中で申し上げたところ全部のポイントになってくると思うのです。

だからこそ、扶川委員は推進派ですが、いいことをおっしゃいますよね。法的なこと

いったら、債権債務の話であるとか、補償の問題とか、大事なことです。

だからこそ、我々としては基金ではなくて、ちゃんと認めた上で補償して、土地も戻して、またJRの分にするのであったらJRの土地で欲しいから購入して、正式なやり方でやったほうがいいと思うのです。

そういうことを明確に議論させていただきたくて、今日の質問をさせていただきました。また引き続き、付託委員会でも御指導お願いします。

達田委員

国際定期便就航に伴うインバウンド利用促進策の実施ということで、お尋ねしたいと思います。

今回、国際定期便就航ということで、香港や韓国からお客様がいらっしゃるということなんですけれども、これ以外にも、ほかの路線でおいでしているほかの外国の方もいらっしゃると思うのです。ここで一つは観光プロモーション、旅行会社ファムツアー等の実施で2,500万円を予定しております。

それから、訪日外国人旅行者の受入環境に関する調査で500万円となっているのですけれども、具体的にどういうことをいつまでにしようとしているのかお尋ねいたします。

喜羽観光政策課長

11月補正予算のことについて御質問を頂きました。

観光プロモーションの事業につきまして、2,500万円の観光プロモーション、旅行会社ファムツアー等の実施につきましては、香港と韓国2路線の定期便が相次いで実現したわけでございます。

私たちが実際に韓国と香港の旅行会社のお話を聞いているのですが、徳島県自体の知名度が、まだまだこれからだなと感じたところでございます。定期便として継続的に観光客の皆様に来ていただくには、まだまだプロモーションが足りないという実感でございます。

つきましては、一つの方法としてSNSを活用した情報発信ということでインフルエンサーを招へいしまして、徳島の良いところをたくさん見ていただき、情報発信していただく。それは香港や韓国のインフルエンサーに、そちらの国に向けて発信していただくということです。

それからもう1点は、旅行会社の皆さんに実際にツアーを組んでいただくというところでございます。旅行会社の皆さんに、徳島はこういう良いところがあるのでツアーを組んでくださいという営業活動のために、徳島に来ていただく経費を予算計上させていただいているところです。

これらの予算につきましては、議決され次第、速やかに執行してまいります。

達田委員

いつまでということは決めてはいないのですか。速やかにということだけですか。

喜羽観光政策課長

もちろん今年度の予算なので、今年度中に執行する予定ですが、できるだけ早期に進めたいと考えているところでございます。

達田委員

影響力のある方は、何名ぐらいを予定しているのでしょうか。

喜羽観光政策課長

今の段階で何名と具体的に限っているわけではございません。

実際に企画提案を募集するという作業を経て、例えば有名な、すごい影響力のある人であると高くなって人数は少なくなってしまうのですが、そうではなくてある程度、人数を出したほうが良いということもありますので、これから検討してまいりたいと考えています。

達田委員

それは委託になっているのですが、どこかの企業に委託してこういう事業をやってもらうことになるのでしょうか。

喜羽観光政策課長

委員のおっしゃるとおり、企業に委託したいと考えているところです。

達田委員

徳島県といいますと、国内の方でも徳島ってどこにあるのかという方はいらっしゃいますので、本当に知られていないのですよね。それを海外の方に知っていただくというのは、とても大変なことではあるかと思うのです。ただ、一つ当たれば広くPRできる面もあるかと思うのですが、その委託先の意向によって人材が選ばれてしまうことがあるのではないかと私は心配しているのです。

というのも、今までいろんな徳島のPRをするにしても、県東部、西部が主にやられて、県南部が忘れ去られてしまっている感じがいたします。

ですから、徳島県の県南部の観光地の作図であるとか、これから振興していくという、それで外国の方にどんどん来ていただくという発想を持ってやっていただけるような方に入っていないと、今まで行っていたところに行ったらいいのだという、それでは県全体の利益にはならないと思うのです。その点はいかがでしょう。

喜羽観光政策課長

委託業者のお話なんですけども、我々が委託する場合には、審査委員会を設けまして適切に事業者を審査することになっております。

その中で、当然ながら南部、西部、東部、満遍なくきちんと広報できる優秀な企業を選びたいと考えているところです。

達田委員

委託をするところがちゃんと企画案を出して、それに基づいて審査をして選ぶということですね。

1者しか応募していない場合は、また募集し直す、競争の中で選ばれるということになっていくのでしょうか。

喜羽観光政策課長

数が少ない場合も確かにございまして、我々の場合は、その企画提案を実際に審査しまして、1者の場合で十分に業務が執行できないと判断される場合は採択せず、もう一度募集し直すことを考えております。

いろいろやり方はあるのですが、観光政策課の場合は審査した得点が標準以下の場合には採択しない方法を取っているところでございます。

達田委員

是非公平に、地域満遍なく観光振興ができるようなやり方をしていただけるようお願いして終わります。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で観光スポーツ文化部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時52分）